

山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1 改定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の蔓延による現場対応等において、全国的に多くの課題が顕在化したことを受け、国は令和6年7月に政府行動計画を約11年ぶりに抜本的に改定し、県においても国の動きに合わせて、令和7年3月に山口県行動計画を改定した。新型インフルエンザ等対策特別措置法では、市町村行動計画は国及び県の行動計画に基づいて作成することとされており、本市においても、時期区分や対策項目等の基本的な構成について国・県計画との整合を図る必要があることから、行動計画を全面的に改定したものである。

2 改定の主なポイント

- (1) 時期区分の簡素化：5段階（未発生期～小康期）→3段階（準備期・初動期・対応期）
- (2) 対策項目の拡充・再編：6項目→7項目（下表のとおり）
- (3) 「準備期」の取組充実：平時からの備えを各項目で具体化
- (4) 対策本部規則の改正：緊急事態宣言の発出に限らず市長判断で機動的に設置可能

改定前の対策項目		改定後の対策項目
(1)実施体制		(1)実施体制
(2)サーベイランス・情報収集		(2)情報提供・共有、 リスクコミュニケーション
(3)情報提供・共有		(3)まん延防止
(4)予防・まん延防止		(4) ワクチン
(5)医療		(5) 保健
(6)市民生活及び経済の安定の確保		(6) 物資
		(7)市民の生活及び市民経済の安定確保

※リスクコミュニケーション・・・個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、
リスク情報とその見方の共有を目指すもの

3 改定体制

改定に当たっては、庁内関係課、山口県及び山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会に意見照会を行い、所要の修正を経て最終案をとりまとめた。

【山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会】

医師会、歯科医師会、薬剤師会、市民病院、労災病院、小野田赤十字病院、社会福祉協議会、消防組合、健康福祉センター、市で構成される有識者の団体

対策項目（ 7 項目 ）の概要

（ 1 ）実施体制

【概要】

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な施策判断と実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護し、地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

【主な取組】

- 多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を行う体制を確保する。

（ 2 ）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【概要】

平時から市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を体系的に整理し、体制整備や取組を進める。

【主な取組】

- 可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等が適切に判断・行動できるようにする。
- 平時から感染症に関する普及啓発を行う。
- 感染者や医療従事者への偏見・差別防止に向けた啓発を行う。

（ 3 ）まん延防止

【概要】

有事において、国のまん延防止等重点措置や緊急事態措置、県のまん延防止対策を鑑み、本市におけるまん延防止対策を実施するとともに、措置等による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

【主な取組】

- 平時からの感染症対策の理解や準備の促進、有事における基本的な感染対策にかかる要請等を行う。
- 状況変化に応じて機動的に対策を変更する。

（ 4 ）ワクチン

【概要】

有事の迅速な接種の実施に向け、平時から、体制を構築するとともに、有事においては速やかに接種を推進する。

【主な取組】

- 平時から医療機関や事業者、関係団体等と協力し、接種に必要な資材等の確認や接種体制、具体的な実施方法について準備を進める。

（ 5 ）保健

【概要】

平時から県と連携し、迅速な情報共有と連携の基盤づくりを行うとともに、有事においては県が行う感染症対応業務を支援・協力する。

【主な取組】

- 有事体制の構築に向けた人材育成と、DX活用による迅速な情報共有・体制の確保を図る。
- 県と連携した相談・検査体制への協力及び自宅療養者等への生活支援・物資の支給を行う。

（ 6 ）物資

【概要】

感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

【主な取組】

- 所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等する。

（ 7 ）市民生活および市民経済の安定の確保

【概要】

新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨し、新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活および社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

【主な取組】

- 高齢者や障害者等の要配慮者への生活支援を実施し、生活関連物資の備蓄勧奨や物価安定に向けた調査・監視を行う。
- 事業者の事業継続支援や財政措置、教育の継続に関する支援を行う。